

兵庫県公報

平成19年5月18日 金曜日 第1876号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○救急病院の認定（医務課）	2
○救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（同）	2
○平成19年度クリーニング師試験の実施（生活衛生課）	2
○クリーニング師研修等の指定（同）	3
○生活保護法に基づく指定施術担当機関の指定等（社会援護課）	5
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水質課）	5
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	8
○土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	8
○市営土地改良事業の計画変更同意（同）	8
○町営土地改良事業の計画変更同意（同）	8
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（建築指導課）	9
○道路の位置指定（同）	10
○同 上（同）	10
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	11
○同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域（建築指導課）	11
人事委員会公告	
○兵庫県職員 上級採用試験の実施	11
教育委員会告示	
○技能教育施設の指定の解除	14
公安委員会規則	
○兵庫県留置施設視察委員会運営規則	14
○兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	16

公布された法令のあらまし

●兵庫県留置施設視察委員会運営規則（兵庫県公安委員会規則第7号）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第22条第1項及び兵庫県留置施設視察委員会条例第5条の規定に基づき、兵庫県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他の委員会の運営に関して必要な事項を定めることとした。

●兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第8号）

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正、探偵業の業務の適正化に関する法律の制定等に伴い、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第582号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 名 称 | こだま病院 |
| 所 在 地 | 宝塚市御殿山1丁目3番2号 |
| 認 定 年 月 日 | 平成19年4月1日 |
| 認定の有効期限 | 平成22年3月31日 |

兵庫県告示第583号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が次の医療機関により撤回された。

平成19年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- | | |
|-------|--------------|
| 名 称 | 医療法人松浦会松浦病院 |
| 所 在 地 | 姫路市城東町京口台1番地 |
| 撤回年月日 | 平成19年4月12日 |

兵庫県告示第584号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成19年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成19年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 試験日時
平成19年8月23日（木）午前9時30分から
- 試験場所
神戸市兵庫区駅前通1丁目3番28号 神戸理容美容専門学校
- 試験科目
 - 衛生法規に関する知識
 - 公衆衛生に関する知識
 - 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- 受験手続
 - 提出書類
 - 受験願書
兵庫県健康生活部健康局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等（神戸市にあっては各衛生監視事務所、姫路市、尼崎市及び西宮市にあっては各保健所。以下同じ。）において配布する。
 - 写真1枚
出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦7.0センチメートル、横5.6センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したもの。
 - 履歴書
 - 受験資格を証する書類
卒業証明書、修了証明書、卒業証書の写し又は資格認定書の写しのうちいずれか。ただし、写しの場合は、提出先の健康福祉事務所若しくは保健所等又は兵庫県健康生活部健康局生活衛生課において、本証と照合し、相違ない旨の確認を得たもの。

オ 受験者の氏名等がエに掲げる書類に記載されている氏名等と異なる場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあっては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書の写し又は同法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書）を提出すること。

(2) 提出期間

平成19年7月13日（金）から同月20日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。原則持参すること。ただし、県外居住者は、郵送により提出することができる。

なお、県外居住者が郵送する場合は、簡易書留とし、平成19年7月20日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

ア 兵庫県内に住所を有する者

住所地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等

イ 兵庫県内に住所を有しない者

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県健康生活部健康局生活衛生課

(4) 手数料

7,000円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。ただし、受験願書受け付け後、手数料は返還しない。

6 携帯品

受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）、仕上げのできるカッターシャツ（白無地、長袖、綿100パーセント、形状記憶処理のしていないもの）1枚及び昼食

7 合格者の発表

(1) 日時

平成19年9月25日（火）午前9時30分

(2) 場所

兵庫県健康生活部健康局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等において合格者の受験番号を掲示する。

兵庫県告示第585号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

平成19年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 主催者の名称及び所在地

名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

名称 財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター

所在地 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号

電話 078-361-8097

3 日程、会場等

(1) 研修

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
平成19年6月15日	西宮市民会館中会議室	西宮市六湛寺町10-11	60人
同 月26日	加古川市民会館大会議室	加古川市加古川町北在家2000	70人

平成19年7月13日	西宮市民会館中会議室	西宮市六湛寺町10-11	60人
同 月20日	神戸市健康づくりセンター 健康ライフプラザ多目的室	神戸市兵庫区駅南通5-1-2-300	50人
平成19年8月7日	兵庫県民会館3F303	神戸市中央区下山手通4-16-3	50人
平成19年12月7日	兵庫県民会館10F福の間	神戸市中央区下山手通4-16-3	60人

※ 平成19年12月7日開催の研修は、特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む。

(2) 講習

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
平成19年8月29日	豊岡鞆協会ホール	豊岡市大磯1-79	50人
平成19年9月14日	加古川市民会館大会議室	加古川市加古川町北在家2000	80人
同 月21日	姫路市民会館第6会議室	姫路市総社本町112	80人
平成19年11月2日	神戸市健康づくりセンター 健康ライフプラザ多目的室	神戸市兵庫区駅南通5-1-2-300	50人
同 月16日	西宮市民会館中会議室	西宮市六湛寺町10-11	50人

4 科目及び時間数

(1) 研修

研修科目	初回者 時間数	継続者 時間数
衛生法規及び公衆衛生 ただし、廃棄物の処理を含む	1.0時間 3.0時間	0.5時間 2.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	あり	あり
計 ただし、廃棄物の処理を含む 計	4.0時間 6.0時間	3.5時間 5.5時間

(2) 講習

講習科目	初回者 時間数	継続者 時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間

洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	あり	あり
計	4.0時間	3.5時間

5 受講料

- (1) 研修（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む） 8,000円
（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を除く） 5,000円
- (2) 講習 4,500円

6 受講についての問い合わせ先

財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター

兵庫県告示第 586 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により医療扶助のための施術を担当する機関として指定したもの、及び同法第55条において準用する第50条の2の規定により廃止した旨の届出があったものは、次のとおりである。

平成19年 5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施術者に指定したもの

名 称	施 術 者	所 在 地	指 定 年 月 日
すぎおか鍼灸接骨院	杉岡優希	明石市魚住町西岡323-1	平成19年3月1日
安藤白亀整骨院	安藤幸宏	西宮市北口町1-2-106-1	同
大路整骨院	宮路秀紀	高砂市荒井町日之出町4番10号	平成19年2月21日

2 指定施術機関で廃止した旨の届出のあったもの

名 称	開 設 者	所 在 地	廃 止 年 月 日
すぎおか鍼灸接骨院	杉岡優希	明石市魚住町西岡509-21 レーク魚住1-A	平成19年2月28日

兵庫県告示第 587 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東洋ゴム工業株式会社兵庫事業所明石工場
加古郡稲美町六分一蕩々谷1183
工場長 中井孝弘
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋ゴム工業株式会社兵庫事業所明石工場
加古郡稲美町六分一蕩々谷1183

(3) 排水水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前									
排水口名		No.1	No.2	No.3	No.4	No.6	No.8	No.10			
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	346	220	58	0	35	43	5			
	最大	621	260	68	130	35	43	5			
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	7	7	7	7	7	7	7			
	最大	8	8	8	8	8	8	8			
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	5	4	5	4	4	5	5			
	最大	8	12	12	12	7	8	8			
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	9.5	4	4	4	3	7	2			
	最大	14	11	7	11	5	9	2			
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	5	1	3	1	100	4	4			
	最大	7	2	5	2	180	6	6			
ノルマルヘキササン抽出物含有量 (単位 mg/L)	通常	3	1	1	1	1	2	2			
	最大	4	1	1	2	1.3	3	3			
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	6.9	2.7	2.8	2.8	1.2	1.2	1.2			
	最大	11	3.6	3.7	3.7	1.4	1.4	1.4			
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	0.6	0.03	0.04	0.04	0.06	0.06	0.06			
	最大	0.94	0.07	0.07	0.07	0.14	0.14	0.14			

		変更後		
No.11	No.5、No.7、No.9、 No.12～No.14	No.1	No.3	No.2、No.4～No.14
23	雨水専用排水口	254	55	変更なし
23		529	55	
7		7	7	
8		8	8	
5		5	5	
8		8	12	
1		9.9	4	
1		14	7	
4		5	3	
6		7	5	
2		3	1	
3		4	1	
1.2		6.9	2.8	
1.4		11	3.7	
0.06	0.6	0.04		
0.14	0.94	0.07		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年5月18日から同年6月8日まで
 (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加古郡稲美町産業生活部生活環境課

兵庫県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

吉川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	高郷歳雅	三木市吉川町水上1232番地

兵庫県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
豊岡市	元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）	国府3期地区	平成19年5月18日から 同年6月7日まで	豊岡市役所

兵庫県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
南あわじ市	基盤整備促進事業（一般型）	生子上地区	平成19年4月23日

兵庫県告示第591号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	事業名	地区名	同意年月日
香美町	中山間地域総合整備事業（一般型）	香住地区	平成19年4月11日

兵庫県告示第 592 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年5月18日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年5月18日から2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 戸島玄武洞豊岡線	豊岡市野上字尾崎628番1から 同 市野上字東万丁1035番1まで	旧	12.0から 16.0まで	118.0	
		新	12.0から 21.0まで	118.0	

兵庫県告示第 593 号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成19年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 中間検査を行う区域
兵庫県の区域のうち、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市の区域を除く区域
- 2 中間検査を行う期間
平成19年6月20日から5年間
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途又は規模のものとする。
 - (1) 一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、床面積が50平方メートルを超えるもの又は主要構造部の全部若しくは一部を木造とし、3以上の階数を有するもの
 - (2) 法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、3以上の階数を有するもの（地階を除く階数が2以上であるものに限る。）
- 4 特定工程
次に掲げる工程を特定工程とする。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で、(1)から(5)までの2以上の工程を含むものにあつては、(1)の工程が含まれるものは(1)の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工程を特定工程とする。また、複数の工区に分けて施工する場合で、(1)から(5)までのいずれかの工程を2以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。
 - (1) 木造にあつては、柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法にあつては、耐力壁の設置工事）
 - (2) 鉄骨造にあつては、1階の鉄骨の建て方工事
 - (3) 鉄筋コンクリート造にあつては、2階のはり及び床（平家については、屋根床版）の配筋工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の床版又は屋根床版の取付け工事
 - (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、1階の鉄骨の建て方工事

(5) (1)から(4)までに掲げる構造以外のものにおいては、基礎の配筋工事

5 特定工程後の工程

次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。

- (1) 木造においては、壁の外装工事又は内装工事
- (2) 鉄骨造においては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事
- (3) 鉄筋コンクリート造においては、2階のはり及び床（平家については、屋根床版）のコンクリート打込み工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付け工事
- (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造においては、柱又ははりの配筋工事
- (5) (1)から(4)までに掲げる構造以外のものにおいては、基礎のコンクリート打込み工事

6 適用の除外

- (1) 法第18条又は第85条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。
- (2) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有するもの及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受けるものについては、この告示の規定は適用しない。

附 則

- 1 平成11年兵庫県告示第1271号、平成16年兵庫県告示第1032号及び平成17年兵庫県告示第70号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の指定）は、廃止する。
- 2 この告示の規定は、平成19年6月20日以後に法第6条第1項に規定する確認の申請書（以下「申請書」という。）又は法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類（以下「確認書類」という。）を提出される建築物について適用し、同日前に申請書又は確認書類を提出されるものについては、なお従前の例による。

兵庫県告示第594号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、その関係図書は、平成19年5月18日から中播磨県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H18中播位置 0003号	19. 5. 2	神崎郡福崎町福田字トカハナ59番5、59番10、60番	6.00~9.00	7.79
		同 郡同 町ヲキ田63番24、63番25	6.00	21.69

兵庫県告示第595号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成19年5月18日から丹波県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H18丹波位置 0010号	19. 4. 25	篠山市北新町74番1の一部、75番1の一部、75番2の一部、76番2の一部	5.00	32.67

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
淡路市志筑新島9番4、9番5の一部、9番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都港区浜松町2丁目4番1号
オリックス・リアルエステート株式会社 代表取締役 西 名 弘 明
- 3 許可年月日及び許可番号
平成19年 2月28日
兵庫県指令淡路（建）第1-1-2号（18淡路）

同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域は、次のとおりである。

なお、その関係図書は、平成19年 5月18日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

認 定 番 号	認定年月日	一 団 地 の 区 域
第H19淡路団連0001号	平成19年 4月25日	淡路市志筑新島9番4、9番5の一部、9番6

人 事 委 員 会 公 告

兵庫県職員 上級採用試験の実施

兵庫県職員 上級採用試験を次のとおり実施する。

平成19年 5月18日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試 験 職 種	採用予定人員	受 験 資 格				
(1) 一 般 事 務 職	35名程度	<p>1 年齢制限 次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 (平成20年4月1日現在で22歳から30歳までの者)</p> <p>なお、次の職種については、次表のそれぞれの区分による年齢とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>年 齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 健 師</td> <td>昭和52年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者（平成20年4月1日現在で21歳から30歳までの者）</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	年 齢	保 健 師	昭和52年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者（平成20年4月1日現在で21歳から30歳までの者）
職 種	年 齢					
保 健 師	昭和52年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者（平成20年4月1日現在で21歳から30歳までの者）					
(2) 警 察 事 務 職	12名程度					
(3) 教 育 事 務 職	5名程度					
(4) 保 健 師	2名程度					
(5) 薬 剤 師	11名程度					
(6) 栄 養 士	4名程度					
(7) 児 童 福 祉 司	1名程度					
(8) 環 境 科 学 職	8名程度					
(9) 農 学 職	5名程度					
(10) 農 業 土 木 職	2名程度					
(11) 林 学 職	2名程度					
(12) 水 産 職	2名程度					

<p>(13) 獣 医 師 9名程度 (14) 土木職（一般土木） 10名程度 (15) 土木職（造園） 1名程度 (16) 建築職（一般） 4名程度 (17) 建築職（警察） 1名程度 (18) 機 械 職 3名程度 (19) 電 気 職 3名程度 (20) 小中学校事務職 9名程度 （市町立小中学校等）</p>	<table border="1"> <tr> <td>児 童 福 祉 司</td> <td>昭和48年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者（平成20年4月1日現在で22歳から34歳までの者）</td> </tr> <tr> <td>獣 医 師</td> <td>昭和48年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者（平成20年4月1日現在で24歳から34歳までの者）</td> </tr> </table> <p>(2) 昭和61年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成20年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 兵庫県人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>2 免許等 次の職種は、それぞれの免許・資格取得者又は取得見込み者に限る。 なお、採用にあたっては、それぞれの免許・資格の取得を必要とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>免許・資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 健 師</td> <td>保健師の免許</td> </tr> <tr> <td>薬 剤 師</td> <td>薬剤師の免許</td> </tr> <tr> <td>栄 養 士</td> <td>栄養士の免許</td> </tr> <tr> <td>児 童 福 祉 司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td>環 境 科 学 職</td> <td>環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> <tr> <td>獣 医 師</td> <td>獣医師の免許</td> </tr> </tbody> </table>	児 童 福 祉 司	昭和48年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者（平成20年4月1日現在で22歳から34歳までの者）	獣 医 師	昭和48年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者（平成20年4月1日現在で24歳から34歳までの者）	職 種	免許・資格	保 健 師	保健師の免許	薬 剤 師	薬剤師の免許	栄 養 士	栄養士の免許	児 童 福 祉 司	児童福祉司の任用資格	環 境 科 学 職	環境衛生指導員の任用資格	獣 医 師	獣医師の免許
児 童 福 祉 司	昭和48年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者（平成20年4月1日現在で22歳から34歳までの者）																		
獣 医 師	昭和48年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者（平成20年4月1日現在で24歳から34歳までの者）																		
職 種	免許・資格																		
保 健 師	保健師の免許																		
薬 剤 師	薬剤師の免許																		
栄 養 士	栄養士の免許																		
児 童 福 祉 司	児童福祉司の任用資格																		
環 境 科 学 職	環境衛生指導員の任用資格																		
獣 医 師	獣医師の免許																		

備考

1 この試験を受けられない者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 日本国籍を有しない者

（保健師、薬剤師、栄養士、児童福祉司、農学職、林学職、水産職、獣医師、機械職、電気職及び小中学校事務職は除く。）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

区分	試 験 日	試 験 会 場

第1次 試 験	平成19年6月24日(日)		県立大学神戸学園都市キャンパス 県立伊川谷北高校 県立須磨東高校
第2次 試 験	一般事務職	個別面接① 個別面接② 適性検査	平成19年7月17日(火)から25日(水)までのうち指定する1日
	一般事務職 以外の職種	個別面接① 適性検査	
	一般事務職	個別面接③ プレゼンテーション 試験	平成19年7月31日(火)から8月14日(火)までのうち指定する1日
	一般事務職 以外の職種	個別面接② プレゼンテーション 試験	
			神 戸 市 内

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 教養試験

大学卒業程度の一般教養について択一式(一部選択解答制)により試験を行う。

イ 専門試験

各職種に必要な大学卒業程度の専門的知識について択一式により試験を行う。

ウ 論文試験

一般的課題により大学卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して行う。

ア 口述試験

(ア) 一般事務職

個別面接①、個別面接②、個別面接③及びプレゼンテーション試験の方法により行う。

(イ) 一般事務職以外の職種

個別面接①、個別面接②及びプレゼンテーション試験の方法により行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 第1次試験

平成19年7月9日(月)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに受験者全員に通知する。

(2) 第2次試験

平成19年8月27日(月)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに第2次試験受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局、兵庫県東京事務所等で配布する。郵送を希望する場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角型2号封筒)を同封のうえ、「上級請求」と朱書きし、

兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県ホームページ（採用試験のページ）でも受験申込書の配布を行う。

アドレス <http://web.pref.hyogo.jp/pc02/pc01-000000065.html>

(2) 受験申込み

ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申込みこと。受験票は、申込みを受け付け後、平成19年6月15日頃に発行する。

アドレス <http://web.pref.hyogo.jp/pc02/pc01-000000067.html>

イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）へ提出すること。受験票は、申込みを受け付け後、平成19年6月15日頃に発送する。

(3) 受付期間は、インターネットによる場合は平成19年5月22日（火）午前9時から同年6月1日（金）午後5時まで、郵送による場合は平成19年5月22日（火）から同年6月6日（水）（必着）まで、持参による場合は平成19年5月22日（火）から同年6月11日（月）までとする（持参による場合は土曜日及び日曜日を除く。）。

持参による場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

なお、インターネットによる場合は平成19年6月1日（金）午後5時までに受信したものまで、郵送による場合は、平成19年6月6日（水）に到着したものまでを有効とする。

6 その他

(1) 最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体精密検査等を行い、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から平成21年3月31日まで有効とする。

(2) この試験についての問い合わせは、兵庫県人事委員会事務局職員課（電話 078-341-7711 内線 5920、5921）あてに行うこと。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第8号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条の規定により、次の技能教育施設の指定を解除した。

平成19年5月18日

兵庫県教育委員会

委員長 平田 幸 廣

1 技能教育のための施設の名称

塩原学園和洋裁専門学校（神戸市中央区上筒井通4丁目3番30号）

2 連携措置に係る科目の名称

家庭情報処理、被服製作、生活産業基礎、消費生活、ファッションデザイン、課題研究、リビングデザイン、服飾手芸、服飾文化及びフードデザイン

公安委員会規則

兵庫県留置施設視察委員会運営規則をここに公布する。

平成19年5月18日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉 修 悟

兵庫県公安委員会規則第7号

兵庫県留置施設視察委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第22条第1項及び兵庫県留置施設視察委員会条例（平成19年兵庫県条例第26号）第5条の規定に基づき、兵庫県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他の委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（委員会に対する情報の提供）

第2条 留置業務管理者は、毎年、委員の任命（補欠の委員の任命を除く。）後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 留置基準人員及び被留置者数の推移
- (3) 施設の管理の体制
- (4) 参観の許否の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況
- (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
- (7) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による自弁の嗜好品等の停止措置の実施状況
- (8) 捕縄、手錠、拘束衣及び防声具並びに保護室の使用状況
- (9) 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例
- (10) 審査の申請、再審査の申請、法第231条第1項又は第232条第1項の規定による申告及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果

2 留置業務管理者は、次の各号に掲げる場合には、委員会の会議において、当該変更等の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
- (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
- (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

（会議の招集の要求）

第3条 警察本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。

（会議録）

第4条 委員会に、会議録を備え、会議の開催日時、出席者及び会議の概要を記録するものとする。

（身分証明書）

第5条 委員が留置施設を視察する場合における身分証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

（庶務）

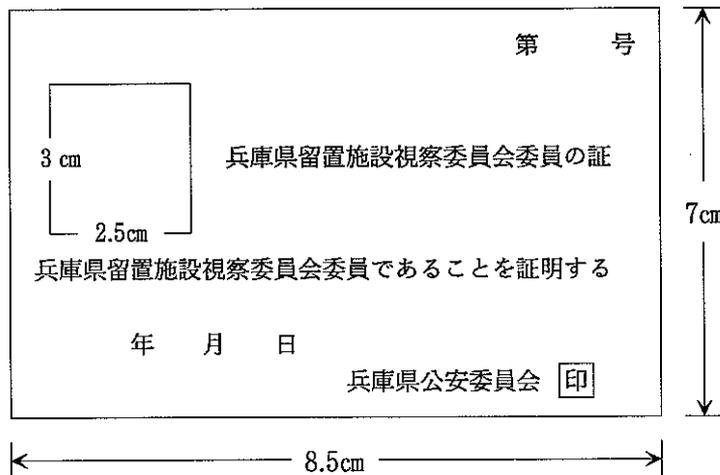
第6条 委員会の庶務は、警察本部総務部留置管理課において処理する。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。

別記様式

（表）



(裏)

留 意 事 項

- 職務上身分を明らかにする必要がある場合のほかは、これを濫用しないで下さい。
- 亡失、汚損等のないように慎重に取扱うとともに、かかる事案が発生したときは、ただちに留置管理課長に報告して下さい。
- 他人に貸与し、又は譲渡しないで下さい。

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月18日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

兵庫県公安委員会規則第8号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「留置人」を「被留置者」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 留置施設視察委員会に関すること。

第23条第3号中「施行」を「運用」に改める。

第25条第1号中「生活安全警察等」を「生活安全警察」に改め、同条第4号中「施行」を「運用」に改め、同条第8号中「指導取締り」を「取締り」に改め、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、同条第11号中「施行」を「運用」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「施行」を「運用」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 探偵業の届出の受理及び取締りに関すること。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。ただし、第23条及び第25条の改正規定は、平成19年6月1日から施行する。